

令和6年度当初予算編成方針

1 背景・基本的な考え方

東京一極集中が続き、地方においては、少子高齢化に伴う労働力不足や過疎化が加速度的に進行する中、地方創生に取り組む自治体間の競争は厳しさを増し、時代は、「地方創生戦国時代」の様相を呈している。

こうした「地方創生戦国時代」を勝ち抜くため、先般策定した『徳島新未来創生』政策集に盛り込まれた「政策の方向性」を具現化する「異次元の政策」を形成するとともに、そのための財源確保策として、成果主義に基づく、前例踏襲にとられない徹底した既存事業の見直しや「ふるさと納税」をはじめとする歳入確保の推進に取り組むほか、働き方改革を推進し、超過勤務の縮減を図る。

2 『徳島新未来創生』政策集の具現化に向けて

「未来に引き継げる徳島」を実現するため、本県の「安心度」「魅力度」「透明度」向上に向けた『徳島新未来創生』政策集における政策の方向性を具現化する施策を構築する。

その際、「徳島新未来創生プラットフォーム」主導により、部局の垣根を超えた施策の構築を推進し、来年度、特に重点的に取り組むべき新規事業については、「政策集具現化重点枠」として、無制限の要求枠を設定する。

3 徹底した事業見直しの推進

「異次元の政策」形成への財源確保に向け、「県民の納得が得られるだけの成果が上がっているか、また、費用対効果が見合っているか」といった成果主義に基づき、前例踏襲にとられない徹底した既存事業の見直しを、以下の視点から推進することとする。

(1) 全般的事項

- (ア) 3年以上継続している事業（令和2年度以前に開始した事業）については、廃止もしくは再構築を前提とした見直しを行うこと。
- (イ) 令和3年度以降に開始された事業であっても、その成果が明確に説明できないものについては、廃止もしくは再構築を前提とした見直しを行うこと。
- (ウ) 事業費のみならず、業務量（人件費）の節減効果も踏まえた検討を行うこと。
- (エ) 事業の再構築に当たっては、現場のニーズや若手の意見、他団体の先進事例を積極的に取り入れるとともに、目的や手法が類似するものについては、部局内はもとより、部局の垣根を超えた統合を検討すること。
- (オ) 政策的経費として整理された全ての事業につき、成果指標及び終期目標を設定するとともに、安易に一律カットすることなく、費用対効果等に基づき、メリハリをつけた見直しを行うこと。

(2) イベント・セミナー等の見直しについて

- (ア) 普及啓発や気運醸成を目的とするイベント・セミナー等については、廃止を前提とした見直しを行うこと。
- (イ) 訴求効果の乏しいイベント・セミナー等については、廃止とすること。
特に土日祝日に開催されるイベント・セミナー等で、訴求効果の乏しいものについては、職員の働き方改革推進の観点からも、積極的な見直しを行うこと。

(ウ) 継続が適当と認められるイベント・セミナー等についても、目的や手法が類似するものについては、部局内外を問わず、統合を検討すること。

また、超過勤務の縮減など、事務事業の効率化を図ることができる業務については、費用対効果を考慮した上で、外部委託を検討すること。

(3) 予算額と執行額に乖離のある事業について

予算に対する執行率が低い事業については、原則として、廃止もしくは再構築を前提とした見直しを行うこと。

また、継続が適当と認められる場合でも、実績見込みに応じた適正な予算規模とすること。

(4) 廃止・統合を見据えた特別会計の見直しについて

必要性が低下した会計の一般会計化、目的が類似する会計の統合など、徹底した見直しを行うこと。

なお、必要性が認められる事業でも、予算要求基準に見合った年度間事業量（一般財源ベース）の低減と平準化を徹底すること。

加えて、すべての事業について「コストの低い代替手段の検討」、「緊急性や優先順位が低い事業の進度調整」、「単価設定や契約手法（競争入札を原則）などの再検討」、「受益者が特定の者に偏る事業などについて公費投入の在り方の検証」に取り組むこと。

4 歳入確保の推進

(1) ふるさと納税をはじめとする新たな歳入確保

「異次元の政策」形成に向け、新たな歳入確保を推進する。

「ふるさと納税」については、「ふるさと納税戦略チーム」のもと、寄附獲得に向けた取組を推進する。また、「クラウドファンディング」による資金調達や県の保有する資産を活用した「ネーミングライツ」、広告事業の展開、未利用財産の有効活用などの税外収入に係る財源確保・充実方策についても積極的に取り組む。

なお、新たな歳入確保額（増額）について、その相当額の歳出要求基準額への上乗せを可能とし、歳入確保の推進を図る。

(2) 国への提言を通じた財源確保・外部資金等の有効活用

事業実施に伴う財源として、国の補助交付金や委託事業をはじめ、国の外郭団体や民間団体の各種助成制度等について、幅広く積極的な活用を努める。また、適当な国の補助制度等が存在しない場合には、その創設等について国への提言を行うことにより、一般財源の縮減を一層推進する。

5 「働き方改革」の推進

予算編成作業を通じた事務事業の見直しに加え、以下の取組により、超過勤務の縮減を図る。

(1) 枠予算方式の実施

予算編成作業における省力化を図るため、施設の経常的な維持管理費や恒常的かつ継続的な実施が不可避である事務事業等を対象とした「一般行政推進費」については、枠予算として編成作業を行う。

(2) 予算編成作業におけるDXの推進

予算編成作業においては、万代庁舎以外の所属とのヒアリング時や新型コロナウイルスの感染拡大時など、状況に応じ、オンラインヒアリングを実施するほか、要求資料等のペーパーレス化の徹底を図り、全庁的な作業負担軽減を推進する。

6 要求基準金額等

令和6年度当初予算要求基準は、原則として、以下のとおりとする。

なお、国の予算編成や地方財政対策の動向等により、今後の予算編成過程において、所要の措置を講ずる場合があるので、留意すること。

(1) 政策的経費等

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| (ア) 政策的経費 | 前年度6月現計予算額(一般財源)の
80%の範囲内 |
| (イ) 維持補修費
(公共事業における維持補修費を除く) | 前年度6月現計予算額(一般財源)以内 |
| (ウ) 施設等管理費
(指定管理を除く) | 前年度6月現計予算額(一般財源)以内 |
| (エ) 一般管理費 | 前年度6月現計予算額(一般財源)以内 |

※ 政策的経費について、『徳島新未来創生』政策集における政策の方向性を具現化する事業のうち、特に重点的に取り組むべき新規事業については、無制限での要求を認める。また、新たな歳入確保額(増額)について、その相当額の要求基準額への上乗せを行う。

(2) 公共事業等

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (ア) 一般公共事業費 | } 国の動向等を見定め、別途指示する |
| (イ) 県単独公共事業等 (県単独交通安全施設整備事業を含む) | |
| (ウ) 国直轄事業負担金 | |
| (エ) 県単独維持補修費 | |
| (オ) 災害復旧事業費 | |
| (カ) 全体計画が概ね10億円以上の県単独大規模プロジェクト | } 財政課と協議した所要額 |
| | } 財政課と協議した所要額 |

(3) その他の経費

- その他義務的経費(法令等に基づく税関係交付金等を含む)
所要額を精査の上必要となる最少の額

(4) その他

物価高騰の影響による必要経費については、別途協議を行う。

7 編成スケジュール(予定)

- | | |
|------------|-----------|
| ○庁議、編成方針発表 | 10月12日(木) |
| ○要求書締切 | 11月2日(木) |
| ○財政課長査定 | 12月中旬～ |
| ○知事査定 | 1月中旬頃 |
| ○予算案発表 | 2月上旬頃 |